

『竹取物語』その禁忌の構図

—天皇の死とタタリと—

小嶋菜温子

一、タブーの構図

日本的な感性あるいは日本人的な美意識といったことが論じられる場合、その議論はしばしば文化天皇制と連接するかたちでおこなわれてきた。そのとき規範としてがえりみられるのは多く平安朝の文学であり、なかでも『古今集』や『源氏物語』などの美的な世界であった。その結果、日本文化の底流には、本居宣長の示唆した“もののあはれ”的伝統が透視されることになる。

それにしても“もののあはれ”論はどれほどの普遍性をもつのか。前提についての論議は、かならずしも十分ではないようと思われる。最近、近世という時代の必然を重視して宣長の論を解読し、その意義を限定しようとする観方もある。^(注1)平安文学に即して、“もののあはれ”なるものの根柢を問うこともなされるべきだろう。本稿は、そうした試みのひとつであるが、伝統（正統）的とされる感性の本質を見極めることで、通念的な日本文化（天皇制）論を相対化することがで

きればと考えている。

王朝物語の始祖とされる『竹取物語』（以下、『竹取』とする）。この作品が意外に醒めた視線に根ざしていることについて、帝をめぐる描写を中心に既に指摘した。^{（注2）} 皇権が物語の論理に占める位相をさぐるとともに、『竹取』の固有の論理、文学としての根拠をさらに明確にしていきたいと思う。

かぐや姫は不死の薬をのこして、地上から去る。姫が人間としての「もの思ひ」を喪失して昇天する場面には、かえつて人間的な地上の悲哀が濃厚にただよう。こうした情緒的な側面の意義は従来の研究によって、十分に掘り下げられてきている。が、結構部分には解釈されにくい不透明な部分もあった。作品論においては、結末の解釈が全体の論にかかわることも多い。とすれば、『竹取』論はいまだ完成の途上にあることになるだろう。総合的な視点をえるために、いますこし物語の結末にこだわってみたい。まず前稿までの作品分析によりながら、考察の方向づけをしておく。

『竹取』の結末で、帝は山（富士山）で不死の薬を焼かせる。従来、この物語の主題は人間の苦悩（情緒）あるいはそれの裏返しとしての天（神）への憧れにあるとされ、富士山の段もいわゆる“もののあはれ”の側から読まれることが多かった。かぐや姫にとり残された翁や帝の姿は悲哀にみち、天と地の乖離には、たしかに“もののあはれ”的なライト・モチーフがあらわだ。ではあるが、不死の薬をめぐつての展開には、なにかしら異質なものがあった。それは人間の「もの思ひ」つまり情愛や心理といった事柄の範囲では、とうえきれない性質のものである。

富士山の段は、律令皇権的な骨太い構図によって構成されていた。勅使に薬を焼くように命令し、富士山頂での儀礼の次第を「教へ」る帝。そこにあるのは哀しみにくれる男（人間）、つまり単なる個人の姿ではなく、こうした個別性を捨象した地上の秩序そのものであろう。事態は天（の権威）に対することで生じた。天人の降臨にそなえて勅使を派遣したくだけでは、武力が行使されるのであったが、それと同じように、天にむけての儀式に即して律令皇権の枠が示されている

のである。とはいへ、物語は無批判に皇権に依拠したのでは決してなかつた。

天と地を弁別する論理そのものを、物語は問う。不死の薬の焼失についても、独自の論理的な必然が用意されているらしい。まず天は不老不死を原則とし、人間界は生病老死を原理として逆の関係におかれる。「かの国の人はいとけうらに老いることをせず」という姫の言葉は、そうした天地の原理的な差異を示唆した。そのうえで姫じしん、不死の世界に帰属すべき存在であることが方向づけられる。

そして月への帰還にあたり、不死の薬が形見に遺される。この神仙の薬は不死の世界の論理を象徴するものである。もとより地上の死の論理とは相容れないもののはずで、いうなれば異物にほかならない。それは本来、地上に滞留するべきではなく、むしろ排除の対象であるにちがいなかつた。（そして、かぐや姫じしんもまた）。不死の薬の焼却のことは、おのずと双方の世界の原理的な対立にかかわってこないではおかしい。対立を図式するところとなる。

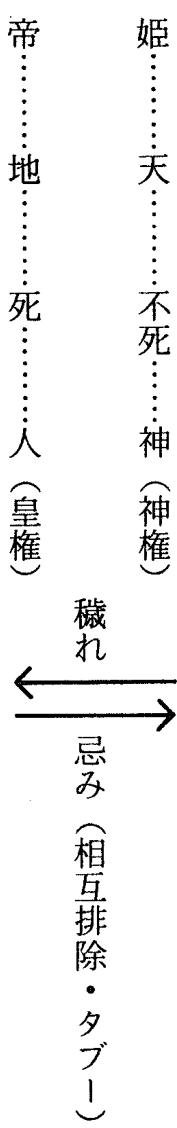
姫……天……不死……神
帝……地……死……人

問題はそうした対立がなにを意味するのかということである。じつは、排除の構図はスタティックなものでなく、相互作用を胚胎している。皇権の枠にそつて不死の薬が失われてしまうのは、姫が「もの思ひ」を喪失して月に帰ることの裏返しとみなされる。それだけではない。はやすくから、人々は月を見るのを「忌み」、戒める。それは、天人たちが地上を「穢れ」たものとするのと照應する。天と地は、その原理を異にするのみならず、相互にタブーの関係をきりむすぼうとするのであつた。

姫は地上の衣を脱ぎ「羽衣」を着て昇天するが、人間界の衣服は天界にとって異物であり禁忌そのものとなろう。反対

に、月からもたらされた不死の薬は、地上にとつてタブーの品のはずだ。翁たちへ、姫は脱ぎ置いた衣と「月」を慰めとしてくれるよう遺言した。にもかかわらず、そのち衣について言及されることはなく、また誰も月をながめることをしない。不死の薬も月も衣も、ことごとく消えてしまうのだった。天に地上の論理が及ばなかつたのとパラレルに、地上からは天と地をむすぶすべてのよすがが奪われるのである。

タブーはついに破られることがない。ふたつの時空はどこまでも互いを排除しあい、そのことによつて禁忌の関係は守られる。異質な発想や物象は喪失にまかせ、タブーは貫徹されるのである。『竹取』の結末をめぐっては、こうした禁忌の構図がはりめぐらされていた。先の図式は次のように補われる必要がある。



物語は、ふたつの世界をただ弁別するのではなかつたのだ。神と人、不死と死という二項対立を発生させる装置としての、禁忌のモチーフの意味について考察する余地があるだろう。相互タブーの関係は、いかなる視座によつてささえられているか。以下にさぐつてみたい。

方法としては、これまでどおり外側から作品をながめてみる。国史——それもまた一種の虚構ではあるが——をひもとき、史的文脈から物語の論理の固有性を照らしだす。不死あるいは死の観念をめぐる、『竹取』の時代の動向をうかがうことになろう。死は一個人の人間にとつての重大事であるばかりか、共同体にとつての大きな関心事でもあつた。とくに天皇にかかる場合などはそうだろう。王朝社会における天皇の死生觀について、タブーの問題を視野にいれつつ確かめる

ことになる。かぐや姫なきあと、富士山上での祭儀が御靈信仰的な枠組みをもつことを指摘したが^(注3)死や靈魂とタブーの関係をつきつめていくと、怨靈や祟りという事柄に踏みこまさるをえなくなる。あらかじめいうと、『竹取』の時代はタリの時代でもあつたのである——。

二、嵯峨・淳和の薄葬と靈魂觀——「帝王」の夢——

おおざっぱにみて『竹取』の時代は、律令天皇制から前期摂関制への移行（正確にいえば一重化）の時期にあたる。六国史でいうと、『続日本後記』から『日本三代実録』にかけての時代である。摂関期前夜の天皇親政期ともいべき、嵯峨・淳和・仁明の三代には、政教両面にわたって様々な変革がはじまっていたとおぼしい。ここではとくに仁明朝（嵯峨・淳和がそれぞれ退位後、しばらく上皇の位にある）に焦点をしぼり、『続日本後記』——『国史大系』による——の範囲で考察をすすめる。三代の天皇の死がそこでは語られており、参考になろう。

藤原氏による摂関制の胎動にともない、天皇の権威は巧みに利用されることとともに、そのことを通じて皇権の本質にかかる転換をすら余儀なくされていく。不死の薬をめぐっても、天皇との関わりは流動的であった。律令制定いらい道教的な神仙觀を囲む国家レベルでの葛藤があつたことは、すでに検索したとおりである。^(注4)

不死の薬は受容と排除のあいだを揺れながら、仁明の時代を節目として許容される方向にむかう。道教のうみだした神仙思想は、律令国家の神祇・仏教にもとづく王法仏法的イデオロギーにとって邪念であり、異端であった。律令体制下で排除の対象とされたその思想が、許容されるにいたるのは、皇権の内部でのなんらかの変質を物語るといえるだろう。^(注5) ことは天皇の生死に、つまり身体や靈魂にかかるものだった。

皇権と不死の幻想の交渉の歴史には、個としての天皇をどう抽象化しうるかという問題が潜在している。とくに先帝の死をどうのりこえるかということは、変動期にかぎらず天皇制にとっての困難な課題であることは間違いない。天皇の靈魂はその身体から切り離され、イデオロギー的に価値づけをされなければならない——『竹取』の時代は、そうした操作をとりわけ必要とした時期であつたらしいのである。不死への憧憬をもふくめ、天皇をめぐる靈魂觀がどのように形成されたか。時代のコンテクストを読んでみるとことにしてよう。ついで天皇の葬儀をめぐる歴史を参考にする。通例の儀式は措いて、葬儀の簡素化（薄葬）に関する記録を手がかりとしたい。

仁明朝は、薄葬をひとつ特徴としている。^(注6) それは、たんなる形式の問題ではなく、靈魂觀と相渉するものであるらしい。天皇それぞれの靈魂觀は微妙にずれており、それゆえにまた興味ぶかいものがある。

嵯峨・淳和について調べる前に、仁明の場合を見ておこう。『続日本後記』の薨卒伝の直前につぎのような薄葬の記事があるので、残念なことに靈魂觀というほどのものは見出しえない。

：奉_レ葬_ニ天皇於山城國紀伊郡深草山陵。遺制薄葬。綾羅錦繡之類。並以_ニ帛布_一代_レ之。鼓吹方相之儀。悉從_ニ停止。

（嘉祥三・三・二三）

ただ、仁明天皇の神仙志向はよく知られている。薨卒伝に、彼が不死の薬を愛飲したことについて、自ら弁明した件（淳和上皇の勧めにしたがつたとする）。おなじく、死の前年に献上された四十の賀の贈り物が、浦嶋や吉野の仙女の像であり、「無限の」の「命」を寿ぐものであったという記録。^(注7) そこには批判を招くほど、長生に、つまり不老不死に憧れを寄せた人間の姿が浮きぼりにされていた。いっぽうで仁明は、仏教にも帰依していた。教義の理解とまではいかずとも死につ

いて、また不死ということについて、どれほど自覚的に考えられたのか不明とするほかない。

ではあるが、薄葬 자체については、嵯峨・淳和に先例をもとめることができる。仁明のをもふくめて、三代にわたる薄葬の流れのなかで、天皇の靈魂がどのように指定されていくかを俯観することは可能であろう。嵯峨・淳和の薄葬觀にさかのぼる。

嵯峨の長寿は有名で、弟の淳和のほうが先に鬼籍にはいった。淳和の薄葬に関する記載から、まず検討してみることにしよう。死に先立ち、淳和は皇太子（恒貞親王——のちに廢太子となる）に遺言をのこした。

後太上天皇頃命皇太子曰。予素不尙華飮。况擾耗人物乎。斂葬之具。一切從薄。朝例凶具。固辭奉還。
葬畢釋縗。莫煩國人。葬者藏也。欲入不觀。送葬之辰。宜用夜漏。追福之事。同湏儉約。^①又國忌者。雖
義在追遠。而絆苦有司。又歲竟分綵帛。号曰荷前。論之幽明。有煩無益。並湏停狀。必達朝家。夫人子
之道。遵教爲先。奉以行之。不得違失。^②重命曰。予聞。人歿精魂皈天。而空存冢墓。鬼物憑焉。終乃爲祟。
長貽後累。今宜碎骨爲粉。散之山中。^③於是。中納言藤原朝臣吉野奏言。昔宇治稚彦皇子者。我朝之賢明也。
此皇子遺教。自使散骨。後世效之。然是親王之事。而非帝王之迹。我國自上古。不_レ起山陵。所未聞也。
山陵猶宗廟也。縱無宗廟者。臣子何處仰。於是更報命曰。予氣力綿惙。不能論決。卿等奏聞嵯峨聖皇。以
蒙裁耳。

（承和七・五・六）

(a)とした部分に、みずから葬儀については「一切從薄」の命令を下した。すなわち薄葬を遺詔としたのである。「儉約」を旨とするところは、大化の薄葬令とつうじるものだろうか。それはともかく、ここには明確な靈魂觀がある。とくに興味をひくのは、(b)で「荷前」の無用が説かれる点である。「荷前」など陵前での祭祀は、「幽明」を論じることになるがゆえ、「無益」だとするのである。論拠は、つづく(C)に明示される。人間が死ぬと、その「精魂」は「天」にかかる。なまじ虚しく「墓」があると、「鬼物」が憑いて「祟」りをなし、後世に累をおよぼすことになると聞いている——と。

ここでは純粹に、靈魂だけが問題にされている。

そして淳和は、異例な葬方を示唆したのであった。「碎骨為紛。散之山中。」——山中散骨である。夢想的、觀念的な感もぬぐえないが、実際ふるく散骨の例がなかつたわけではない。ただし、上皇にそれが可能であるかが問題であった。はたして、家臣の藤原吉野から反論がよせられる。(e)にあるように、宇治稚彦皇子の先例は認めながらも、それは親王のことであり「帝王」の例ではないこと。古来、山陵をつくらない例はなく、また陵は「宗廟」として必要であること。以上の説得を淳和は無視することができなかつたようだ。嵯峨に裁可をゆだねるとしたまま(①)、二日後に死去する。裁定の結果が気になるが、それを確かめるまえに、淳和の靈魂觀を整理しておこう。

「精・魂」が「天」にかかるとは、まさに道家の発想なのであった。古代中国において、△精は天に帰す△という考えにもとづいた薄葬の思想があり、それこそが『抱朴子』などにいう△尺解仙△の、つまり登仙の理想に根ざすものだったといえよう。^(注8)淳和の靈魂觀そして山中散骨の葬法とは、まさしく昇仙の理想をもとめたものだったといえよう。神仙思想に依拠して、淳和は自らの靈のゆくえを幻視しようとした(仁明が淳和の勧めで仙薬を愛好したという記事も思い出される)。

それでも不死の理想は、あくまでも幻想にすぎない。だからこそ淳和の靈魂觀は純粹でありえたわけだが、同時に現実から完全に乖離する結果を生む。淳和は陵前での祭祀を禁じた(その遺制については守られたが)。ばかりか、陵

そのものを否定していく。反駁されたように、それは「帝王」としての立場からいえば非現実的のそしりを免れえないものだった。

ただ、淳和の遺詔は重要な課題をつきつけてもいた。「祟り」の問題がそれであり、裁定をまかされた嵯峨の身のうえに振りかかっていく。嵯峨は淳和の葬儀について、折衷案でしのいだようである。陵を作るいっぽうで、骨は碎いて大原野の山上に撒いたらしい。淳和の理想を容れつつも、現実的な解決がはかられたといえる。が、懸案のタタリについては不問に付された格好となつた。課題をかかえて、嵯峨じんの遺詔が展開されることになる。

嵯峨の遺詔は、それなりに靈魂のゆくえについて、またタタリについて考えるものとなっていた。薄葬についても淳和の場合とくらべて念入りで、棺からはじめて陵地にいたるまで簡素を旨とすべく細々と指示している。合間に、薄葬觀の根拠となる靈魂觀がのべられていた。当該部分のみぬきだしておく。

余年弱冠。寒痺嬰_レ身。服_レ石變_レ熱。頗似_レ有_レ驗。常恐天傷不_レ期。禁_レ口無_レ言。是以略陳三至志。^(④) 凡人之所_レ愛者生也。所_レ傷者死也。雖_レ愛不_レ得_レ延_レ期。雖_レ傷誰能遂免。人之死也。^(⑤) 精亡形銷。魂無_レ不_レ之。故氣屬_ニ於天。體歸_ニ于地。^(⑥) 終_ニ一身而卽休。他見不_レ效_レ此。後世之論者若不_レ從_レ此。是戮_ニ屍地下。死而重_レ傷。魂而有_レ靈。則冤_ニ悲冥途。長爲_ニ怨鬼。忠臣孝子。善述_ニ君父之志。不_レ宜_レ違_ニ我情而已。他不_レ在_ニ此制中_ニ者。皆以_ニ此制_ニ以_レ類從_レ事。

(承和九・七・一五)

a)は後まわしにして、b)の部分からみるが、これはごく普通の死生觀である。だれしも生を愛し、死を恐れる。が、つい

に死から逃れることはできない。問題は死後のことである。©に靈魂のゆくえが語られる。「形」がほろびても、「魂」は別であり「氣」は「天」に、「體」は「地」にそれぞれ帰属するのだ、とする。淳和の考えと近い面もあるが、根本的な違いのほうに眼をむけておこう。淳和はあくまで觀念的に靈魂について語り、天を夢想した。に対して嵯峨は、「體」を捨象しえず、「地」つまり現実を直視せざるをえないでいるのである。

⑦に「君・父・の・志」は明らかだ。本文に異同もあって読みづらいところだが、薄葬のことを遵守しない場合について警告したものだろう。「一身」は休息につく——身体はあくまで地上にのこりつづけるのだ。「地下」にある「屍」は、だから「戮」（はずかしめるの意か）したりしてはいけない。また、死に對して重ねて「傷」むべきではない。でなければ、「魂」にある「靈」が、「怨鬼」となるだろうという。天にある自らの靈魂を安んじさせるために、地の屍体を放置してほしい——このような戒めであると読める。靈と肉を分離することによって、靈魂には靈魂の平安をねがい、身体には身体の安息がもとめられている。

嵯峨の恐れた「怨鬼」とは、淳和の遺詔にあつた「鬼物」にあたるものであり、「祟」の根源であるにちがいない。しかも、淳和の「鬼物」は一般的なものを想定していたのに對し、嵯峨の「怨鬼」は自らの靈のこととして考えられている。問題はタタリ一般の次元にすでなく、天・皇・（上皇）の靈魂とタタリの關係にしばられつつある。淳和がタタリを回避するためには地上的な發想を否定したようには、簡単に處理しにくい問題だったといえるであろう。なぜなら嵯峨が靈（天）・肉（地）の二元的思考に応じてタタリを封じこめようとすればするほど、例えば天皇靈の機微にまで触れかねまい。

ふたりの発想にはつうじるところもあつた。引用をはぶいた部分で、嵯峨は陵について棺を穴にいれただけの平坦なものを指示するとともに、「長絶祭祀」として陵前の祭祀を禁じている。それは淳和が荷前の類の儀を無用としたことに重ねあわせられる。そもそも神仙志向においても、両者は共通していた。ⓐの部分にもどると、「服石」のことが記されていた。

嵯峨も淳和（そして仁明）と同じく不死の薬を服用し、道教的な養生法を体験していらっしゃい。天に帰属する靈魂の範囲で夢みたところは、かわらなかつたのではないか。

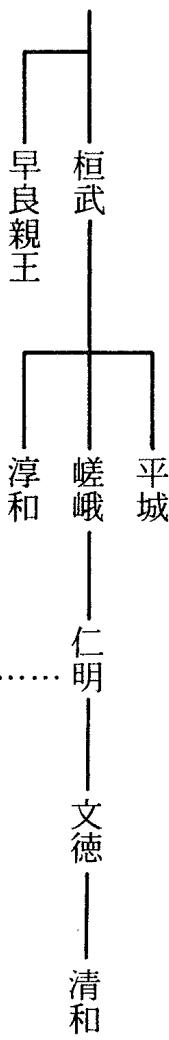
にもかかわらず、嵯峨の場合は神仙思想を薄葬の根拠とするにとどまらず、あくまで不死の夢と地上的な論理との均衡のうえに観想しようとした。そうした均衡への配慮自体が、かえつて現実のくびきを思わせてあまりある。「帝王」の立場あるいは皇權の祭祀の枠組みは、大きな呪縛力をもつて重くのしかかるだろう。たとえば、いかに陵前の祭祀を禁じようとも、宗廟としての陵があるかぎり、後世まで詔が墨守される保証はどこにもない。したがつて、嵯峨の靈魂はタタリの危機をはらんまだま天にあり、屍は陵に身を「休」めているしかないということにならう（実際あとで見るとおり、この「君・父」の命は、破棄される運命にある）。

ともあれ、以上のような淳和・嵯峨の二代の薄葬觀は、仁明に形骸化して引きつがれていった。それにともなつて、本質にある靈魂とタタリの問題は、天皇じしんの手を離れ、藤原摂関体制の側に委ねられることになるようだ。

三、先靈のタタリとト占——△雜穢△の視点から——

なるほど「明朝はタタリの重圧に満ちていた。が、そのこと自体は時代特有の現象であつたわけでない。たとえば平安朝の始発である桓武の代が想起される。

桓武は皇子（平城天皇）に皇位を継承させるため、弟の早良親王を廢太子とし死に追いやつた。ために死ぬまで怨霊の影におびえ、親王の陵前（崇道天皇とおくり名をした）にて何度も祭りをしたことはよく知られている。参考までに皇統譜をかかげておこう。



奈良から平安にかけて非運な政治的敗北者は多く、そうした者たちの鎮撫が王朝の課題であつたことは疑いない。^(注9) 仁明の死後（貞觀期）に開催される御靈会にむけて、御靈信仰的な高まりがあつた。嵯峨や淳和がタタリの忌避を意識せざるをえなかつたのは、当然だつたといえる。

とはいものの、顯在化したタタリの認識は、いわゆる御靈信仰とは趣を異にするのではないか。皇權から排除された敗北者ではなくあくまで皇權の中核における靈魂の問題だつたのである。

関連記事をいくつか拾いあつめてみる。

A : 物恵見_ニ于内裏。柏原山陵爲_レ祟。遣_{トニ}中納言正三位藤原朝臣愛發等於山陵_ニ祈禱_ト焉。

（承和七・六・五）

：天皇我詔旨止。掛畏支柏原乃御陵尔申賜_ヘ申久。頃者御病發天惱苦比大坐。依_レ此天ト求_波礼。掛畏支御陵乃木伐并犯穢流崇有利。讀經奉仕_波無_レ咎久可_レ有止_ト申。乍驚恐畏流狀乎。差_ニ使參議從四位下大和守正躬王。右近衛中將從四位上藤原朝臣助等_ニ天申奉_レ出。ト申我已_止久。讀經毛令_ニ奉仕_一。又巡見檢天犯狀乃隨尔。山陵守等_波勘賜_サ。此狀乎平久聞食天。護賜比矜賜_牟依_天之。所苦平痊天。國家無_レ事久可_レ有止。恐_美恐_美毛申賜_久申。

（承和八・一〇・二九）

B：獻三楯列山陵神寶。曰。天皇我詔旨良麻挂畏支神功皇后御陵尔申賜開止申久。御心尔念行漬事有尔依天。御寶弓劍等設備天。吉日良辰乎擇天。參議從四位上式部大輔兼讚岐守滋野朝臣貞主乎差使天奉出。此狀乎聞食天。御心尔念行我如爾。國家乎平久護賜比矜賜止。恐美忍美申賜止申。

（承和九・一二・一〇）

：使下參議從四位上藤原朝臣助。掃部頭從五位下坂上大宿祢正野等。奉^レ謝三楯列北南二山陵。依^ミ去三月十八日有^ニ奇異。搜^ヨ檢圖錄。有^ニ三楯列山陵。北則神功皇后之陵。姫名大足。南則成務天皇之陵。姫名稚足。世人相傳。以^ミ南陵爲^ニ神功皇后之陵。偏依^ニ是口傳。每^レ有^ニ神功皇后之祟。空謝^ニ成務天皇陵。先年緣^ニ神功皇后之祟。所^レ作弓劍之類。誤進^ニ於成務天皇陵。今日改奉^ニ神功皇后陵。

（承和一〇・四・二一）

Aは桓武帝の、Bは神功皇后の陵における祟りの記事および、それに関する詔である。桓武の場合は「穢」のために、神功のほうは「神宝」をあやまって他の陵に奉つたために、それぞれ祟りをなしたという。彼らは政治的な追放者・敗残者どころか、皇統の中枢をあゆんだ先帝たちだ。『続後記』以下には、歴代天皇の陵靈が祟りをなしたという例に事欠かない。それについて、早良親王（崇道天皇）陵でなされた祭祀の類は、一般化していくと考えられる。

Aの例にあるように、タタリは、多く“穢れ”を媒体としたという。だがそれを証明するものは「ト」だけだ。いいかえれば、「ト」はタタリを儀式化する、そのための論理的な装置だったのではなかろうか。「穢」に誘発される陵の祟りと、そしてそれにまつわる「ト」と祭儀の記述は枚挙にいとまがない。神祇の確立と連動して、國家レベルでのタタリの位相が決定づけられていく過程をそこにつみることができるだろう。次の記事などは、その間の事情をよく物語っている。

鴨上下大神宮祢宜外從五位下賀茂縣主廣友等歎也。所謂鴨川。經ニ神社指南流出。而王臣家人及百姓等。取ニ鹿彘於北山。便洗ニ水上。其末流來觸ニ神社。因ニ茲。汚穢之祟屢出ニ御ト。雖レ加ニ禁制。曾無ニ順慎ニ者。

(承和一一・一一・四)

「汚穢之祟」を「ト」うのは、先靈の崇りの「ト筮」とパラレルなものといえる。“穢れ”を抽出する仕組みが、すなわちタタリを構造化するのだ。であるならば、天皇の靈魂の特殊性はどのように処理されうるのか。

嵯峨の死後、その遺誠をめぐる『続後記』の記述がある。

文章博士從五位上春澄宿祢善繩。大内記從五位下菅原朝臣是善等。被ニ大納言正三位藤原朝臣良房宣ニ傳。先帝遺誠曰。世間之事。每ニ有ニ物恠。寄ニ祟先靈。是甚無ニ謂也者。今隨ニ有ニ物恠。令下ニ所司ニト筮。先靈之祟明ニ于卦兆。臣等擬ニ信。則忤ニ遺誥之旨。不ニ用則忍ニ當代之咎。進退惟谷。未知ニ何從。

(承和一一・閏八・五)

嵯峨はタタリを「先靈」にもとめるな、と戒めた。これは遺詔にみた「君父」の制・つまり陵前での祭祀の否定と通じるものだろう。ところが、この引用によれば仁明の治世は、むしろそうした祭儀を重視する方向にあつたらしい。しかも、嵯峨たちが回避しようとした“先帝のタタリ”を様式化していく。嵯峨の戒めをよそに、仁明は「ト筮」によって「先靈之票」をうらなつてゐる——そのジレンマに文章博士らは悩んだようなのだ。

引用につづく部分では、彼らに問われて良房が、「ト筮」を拗護する。故事によりながら「幽明」界の異質さを言い、それを根拠に「君父の命」も適宜改革していいのだとした。先に嵯峨の遺した「君父」の制は、やすやすと放棄されてしまつたのであった。かつて淳和が理念的に「幽明」を論じることを無益としたが、良房の論法は純粹な靈魂觀とは無縁の、政治的な発想によつているだろう。良房にとって、靈魂のゆくえは問題ではないのである。「先靈」は、もはや「ト筮」という儀礼の存在理由を証明する手段でしかない。“穢れ”的排除と連動させて、タタリは形式化されねばならなかつた。そうすることで、「先靈」の呪縛力を希薄にしおおせたのである。天皇の靈魂を論じることの意味も、失われるほかあるまい。

かくして天皇の靈魂は、前期摂関期のイデオロギーに組み込まれていった。ト占によるタタリの儀式化——それはやがて貞觀的に、国家的大イベントとしての御靈会に結実していく。政治的な敗残者たちの怨靈に焦点がうつされる。そのことで、皇權の中枢に胚胎した天皇の靈魂と、そのタタリについての議論は後退を余儀なくされるだろう。あとはタタリの解消の様式が問題になるだけで、したがつてタタリ自体に内在したタブー性も無化されることになる。

ことがらは皇權における清浄化の歴史と、根ぶかいところでつながつてゐる。大嘗祭あるいは天皇靈、また山陵祭などの問題とかかわらせて改めて論じなければならないのだが、そのためにも簡単に筋道だけはつけておきたい。聖武朝における大嘗祭の確立について山折哲雄は、モガリの短縮の意味を清浄性の獲得にみた。^(注10) 死と再生の儀式である大嘗祭において

て、新帝は天皇靈を受胎する。先帝の死にともなう穢れを、新帝の即位儀礼と抵触させないで除去すること（それは仏教の力をかりてなされた）。はやく聖武天皇の頃に、そのようなイデオロギー的な装置がもうけられていたという。タタリの定位もまた、それと同等の巧みな装置であつたとすることができるだろう。

いわゆる御靈信仰的な、つまり権力に排除される周辺的なものとしてでなく、皇權に生成する本源的なタタリのエネルギー。歴史はそうしたエネルギーを、くりかえし隠蔽しなければならなかつたのではないだろうか。タタリについて折口信夫は、もともとは神の示現であったと考えた。^(注11)天皇靈について折口の見解は揺れているとされるが、おそらく本来的なタタリと天皇靈とは連接するはずである。様式化されるタタリとは別に、天皇の靈魂が即自的にもつ混沌としたもの。天皇靈に関するおぞましさの源泉に、これは通底するだろう。^(注12)天皇靈のおぞましさ＝エネルギーという視覚は、皇權にとって、本源的なタブーに属することであるにちがいなかつた。

つまり、権威の維持のためには、聖性や清浄性こそが強調されねばならなかつたらしい。仏教や不死觀、あるいは御靈信仰の様式によって、こうしたエネルギーは隠蔽されようとした。皇權存続のためのイデオロギー的な操作がここにある。そこではタブーがタブーであることすら、無意味になろうとする。『竹取』の時代は、こうした岐路に直面していたといつてさしつかえないのではあるまい。

最後に作品にたちかえろう。はじめに触れたように、『竹取』は禁忌じたいを構図の軸に据えていた。ここまでに確かめた歴史的な文脈から、その禁忌の意味をとらえかえしておく。タブーは死・不死という、靈魂にかかわって発生し、天と地のふたつの世界は禁忌を媒体にして両義的な関係をむすんだ。折口が、（不死の世界にもどるはずの）かぐや姫に死の影をみたのも、こうした両義性に想到していたからではないだろうか。^(注13)わたくしの読みでは富士山の段の帝は、死

の影を帯びながらも皇権の枠にそつて生の側から御靈鎮撫の祭儀を主采する。かたや不死の仙女・かぐや姫は、死者としての祟り神に擬されている。美しい物語の深層は、タブーを前提に重く混沌とした動機にみちているようだ。皇権と神権の対峙は、あくまで媒介項であった。天と地のふたつの世界は、靈魂をめぐるタタリ、大嘗祭の本義につらなる死と再生の論理のうすまくなかで仮に対立の関係におかれただけだということもできる。^(注14)

このように考えてくるとき、『竹取』は王権論に関わらせて論じられることになる。王権論一般において、王権とは王殺しにはじまり、ゆえにほんらい根源的な外部性そのものではなかったかと思う。それがいわゆる万世一系の歴史のなかで、^(注15) という意味で天皇制にとっての本源的な外部性そのものではなかったかと思う。それがいわゆる万世一系の歴史のなかで、周辺として位置づけられてしまい、共同体は聖なる等質性、たとえば“もののあはれ”を確保することになる。聖なるもの清淨なるもののみ、前面におしだされるのとひきかえにその異質な暴力性は不間に付されてしまうのである。

物語もまた陰蔽の方向を内在する。が、だいじなのは、『竹取』は清浄なるものののみ依拠しなかつたという点ではないだろうか。タブーから眼をそらすことなく、むしろそれを直視している。であるからこそ、人間的な悲しみとは異質の帝の姿を描きこむことをしているのではないか。物語は△雜穢△なるものの側にたっているというのが言いすぎであるなら、少なくとも△雜穢△への視線を失っていないとはといえよう。それは王朝の歴史が、皇権の根拠となる負のエネルギーをタタリの周縁化・様式化によって隠蔽したのとは異質の闘いであった。^(注16) 物語として、あるいは文学としての固有の論理をここに見るべきではないだろうか。『今鏡』は物語を「雜穢語」としたが、物語はまさに△雜穢△なる磁場を根拠としたといってよい。天と地との境に視点をそえて、△雜穢△のなかから物語は神を、そして人を等しく眺めたのだ。さらにはいえば、それが神話からの離陸をも保証したのである。物語は神話を超脱したが、^(注17) それは古代的な想念を切り捨てるのではなく、ぎやくに原点にたちかえりながら克服しようとする苦闘であつたとすべきだろう。

いわれるよう『竹取』は物語文学の始祖である。ただしそれはその情緒的な側面においてのみ言えることではない。混沌としたエネルギーをみすえる情念と、冷静な視座についてもかえりみられるべきだろう。王朝の風雅を代表する『古今集』『源氏物語』などにしても、『竹取』と同じように負のベクトルを内在させ、またそれゆえの苦闘を強いられているとみなされる。^(注18) “もののあはれ”のような日本的な感性や伝統的な美意識が考えられるとしても、それは△雜穢△なるものに根ざしている。ゆえにそこにあるのは本来、スタティックで等質的な美しさなどではなく、もっとダイナミックで相互異化的な流動性であったはずなのだ。であるならば、聖別を旨としてきた日本文化論もしくは文化天皇制論は、その根拠について見直しをせまられざるをえないと思われるのだが、どうだろうか。^(注19)

注

1. 百川敬仁『内なる宣長』一九八七。
2. 拙稿「竹取物語にみる衛府と天皇」（『国語と国文学』一九八五・九。『日本文学研究大成 竹取物語・伊勢物語』一九八八所収）。あるいは、「竹取物語の主題と表現」・「竹取物語を読む」（『竹取物語伊勢物語必携』一九八八）に述べた。
3. 拙稿「竹取物語 富士の山」をめぐる一試論」（『中古文学』三十七）一九八五）。
4. 拙稿「『竹取物語』にみる皇権と道教——不死の薬の歴史から」（『日本文学』一九八八・四）。
5. 渡辺秀夫「天皇と不死——帝皇追善願文をめぐって」（『日本文学』一九八九・一）は、上皇と不死観の結びつきに着目している。ここでは皇権の本質にかかわらせて不死の問題をとらえたい。
6. 薄葬といえば大化の薄葬令がすぐに思いうかぶが、大化のそれは不明な点も多く、『竹取』の時代とは切り離して考えるしかなかろう。
7. 注4におなじ。
8. 吉川忠夫『中国古代人の夢と死』一九八五など。

田崎徳衛『王朝のみやび』一九七八。

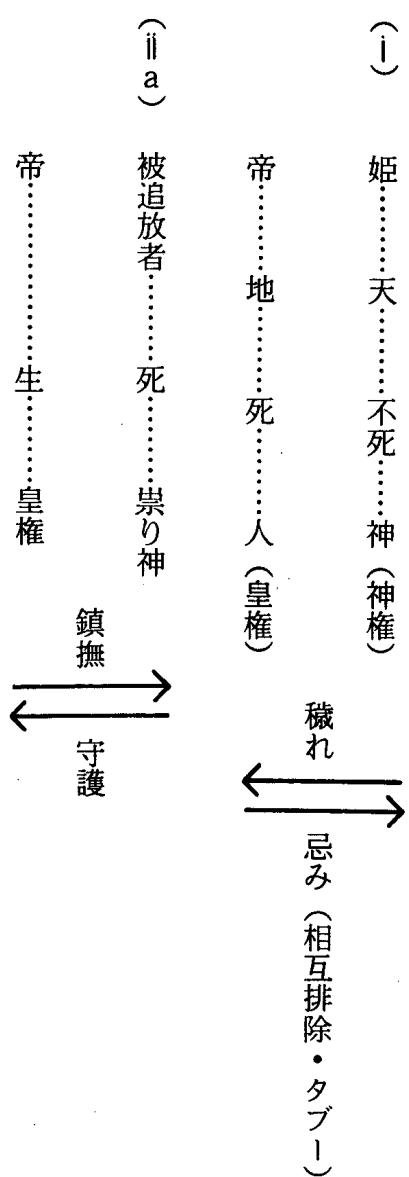
山折哲雄「淨穢のなかの王権」(『國家と天皇』一九八七)。

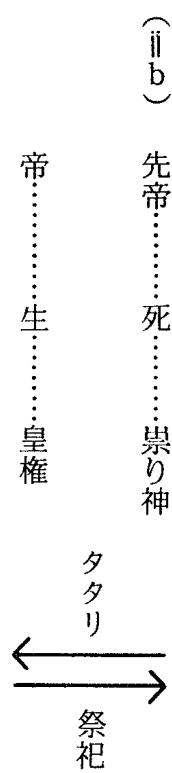
「『ほ』・『うら』から『ほがひ』へ」『折口信夫全集 一六巻』。

12. 11. 10. 9.
宮田登『生き神信仰』(一九七〇)は、「天皇信仰の性格の中に……贖罪性＝惡靈追放があった……」とする。最近では、斎藤英喜「玉牀と祟咎——「御体御ト」あるいは天皇の身体儀礼と伝承」(『日本文学』一九八九・一)が、皇祖神である天照大神を「天皇の身体に祟りをもたらす凶荒な神」の側面からとらえる。この問題は、山陵祭の考察を通して御靈信仰の再検討へとつなげることができる。
拙稿「守護神と祟り——ヘケガレ」のシャーマニズム的考察から——」(『比較民俗』二号)一九八六、ソウル)に述べたことと重なろう。この問題は、山陵祭の考察を通して御靈信仰の再検討をうながしてくれる。

13. 「民族史観における他界觀念」(『折口信夫全集 一六巻』)。

14. 第一節の天と地との二項対立の図式(一)を以上の文脈にしたがって(Ⅱa)・(Ⅱc)のように読みかえることも許されよう。





15.

赤坂憲雄『王と天皇』(一九八八)に詳しく述べられている。

16. 15.

『今鏡』一〇。『雜穢』と文学の関わりについては、『古今集』など勅撰集の雜歌の位置付けを手がかりにしていざれ述べることになる。

17. 西郷信綱「竹取物語の文学史的位置」(『日本文学』一九四七・七)。

益田勝実『火山列島の思想』(一九六八)のケガレ論は、今日にあつても大事な問題提起たりえていよう。

19. 18. 17. 本稿の基本的な立場については「王權」(『別冊 国文学 源氏物語事典』一九八九)にまとめたが、『源氏物語』に関わらせては「光源氏と犯し」(『日本文学』一九八八・一二)に論じた。さらに現代への接続として三島由紀夫論にも発展させていくつもりである。